

食安発 0413 第 2 号
平成 22 年 4 月 13 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食中毒調査支援システム（NESFD）の運用開始について

食中毒事件の調査については、「食中毒処理要領」（昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号）等に基づき、食中毒事件の早期探知、迅速な原因究明及び被害拡大防止に御尽力頂いているところですが、今般、これら食中毒事件の調査に係る対応を支援するため、関係機関である厚生労働省、地方厚生局及び国立研究機関並びに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁、保健所及び地方衛生研究所の間で即時情報共有を行うための下記の機能を一元化した食中毒調査支援システム（NESFD：National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease）を構築し、本年 4 月 26 日から運用を開始することとしました。

については、当該システムの運用規程及び利用規約について、別添 1 及び 2 のとおり定めるので、これらに基づく当該システムの有効的な活用及び円滑な運用をお願いします。

また、当該システムの利用申請方法、アクセス方法、操作手順等については、別途連絡します。

なお、下記 1 の食中毒関連情報共有機能は、行政事務の効率化とセキュリティ保護の観点から、総合行政ネットワーク（LGWAN）接続を利用するため、当該ネットワークが未整備である都道府県等にあっては、その整備に特段の配慮をお願いします。

記

1. 食中毒関連情報共有機能

厚生労働省に集約される全国の食中毒発生状況に関する情報（食中毒事件速報、食中毒事件詳細報告、食中毒統計、食中毒事件録、感染症発生動向、病原菌株遺伝子解析情報等。）及びその他関連情報を共有する機能。

2. 緊急時対応支援機能

健康危機管理対応として、厚生労働省及び都道府県等の食中毒対策担当者等が、平時あるいは広域食中毒事件発生等の緊急時に、インターネット上において即時情報交換会議を行う機能。

3. 研修機能

都道府県等の食品衛生監視員等が、食中毒に係る疫学調査手法のほか、食品衛生、感染症対策等の公衆衛生に関する研修内容をインターネット上において受講できる研修機能。

(別添1)

食中毒調査支援システム運用管理規程

(目的)

第1条 食中毒調査支援システム（以下「本システム」という。）は、健康危機管理の観点から、食中毒調査に係る関係行政機関、国立研究機関等の中で即時情報共有等を行うことにより、食中毒事件の早期探知、迅速な原因究明及び被害拡大防止体制の整備を図ることを目的に構築されたものである。このため、この規程は、本システムの構築目的を達成するため、本システムの管理及び運用に関し、関係行政機関、国立研究機関等の間における本システムの円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本システムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、別に定める食中毒調査支援システムの利用申請手続きを経た次の行政機関、国立研究機関等に所属する者とする。

- (1) 厚生労働省及び地方厚生局
- (2) 国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院
- (3) 都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の食品衛生主管部局（保健所、地方衛生研究所等を含む。）
- (4) その他、厚生労働省が必要と認める機関

(運用管理者)

第3条 本システムの適正利用等に関する運用管理は、別に定める本システムの利用申請書に記載された機関に所属する担当者が責任を持って行うこととする。

(利用ソフトウェア)

第4条 利用者は、本システムの以下の機能を利用できるものとする。

- (1) 食中毒関連情報共有機能
- (2) 緊急時対応支援機能
- (3) 研修機能

(システムの利用)

第5条 利用者は、別に定める「食中毒調査支援システム利用規約」（以下「利用規約」という。）に基づき、本システムを利用するものとする。

(システムの利用の制限)

第6条 厚生労働省は、利用者が本規程及び利用規約に違反した場合は、当該利用者の利用を制限することができる。

(機器設備の整備)

第7条 厚生労働省及び利用者は、本システムの利用に要する機器、設備及び備品について、それぞれの負担により整備するものとする。

(機器整備の保守管理)

第8条 厚生労働省及び利用者は、それぞれが有する機器整備について、点検を定期的実施するなど、その保守管理を行わなければならない。

(利用経費)

第9条 本システムの利用に関する通信料金等の諸経費については、利用者の負担とする。

(著作権等)

第10条 本システムの著作権は、厚生労働省が有するものとする。

2 利用者は、厚生労働省の許可なく、本システムの複製・改変をしてはならない。

(利用時間)

第11条 本システムの利用時間帯は、定期保守時間帯を除き、原則として次のとおりとする。

- (1) 食中毒関連情報共有機能 午前5時から翌午前1時の時間帯で利用可能
- (2) 緊急時対応支援機能 24時間利用可能
- (3) 研修機能 24時間利用可能

(情報の保証等)

第12条 本システムの利用者は、情報の正確性、完全性及び有用性の保持向上に努めなければならない。

2 厚生労働省は、必要に応じて、データの統一について徹底を図ることに努めるものとする。

(利用上の注意)

第13条 本システムの利用者は、次のような利用を行ってはならない。

- (1) 情報の改ざん、き損、滅失及び虚偽の情報提供
- (2) パスワード等の不正利用
- (3) 法令または公序良俗に反する行為

(4) その他厚生労働省及び第三者に不利益をもたらす行為

(情報管理)

第14条 厚生労働省は、本システムの適切な情報管理を行うものとする。

2 利用者は、第三者によるシステムの利用が行われないう、適切なパスワードの管理を行うものとする。

3 本システムを利用して得た情報で、帳票・電子媒体に記録されたものは、運用責任者の指示のもと、漏洩に対して安全な施策を用いて管理するものとする。

(障害管理)

第15条 本システムに障害が発生した場合の利用者及び厚生労働省の対応は次のとおりとする。

(1) 利用者は、障害の発生状況について、速やかに把握し、必要に応じ、厚生労働省に連絡するものとする。

(2) 厚生労働省は、利用者から障害発生連絡を受けた後、システム開発業者等への連絡などを行い、速やかに障害の復旧に努めるとともに、必要に応じ、利用者に対して復旧状況等を伝えるものとする。

(3) 厚生労働省は、障害復旧後に、障害分析を実施し、同様な障害の発生防止に努めるとともに、必要な改善策を実施するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、本システムの円滑な実施に際して必要な事項については、厚生労働省が利用者の意向を踏まえ、その都度利用者に連絡する。

(別添 2)

食中毒調査支援システム利用規約

第 1 一般的原則

- 1 食中毒調査支援システム（以下「本システム」という。）の利用者は、食中毒調査に関連する食品衛生、公衆衛生等に係る業務の範囲において本システムを利用することを原則とする。
- 2 本システムによって得られる情報（以下「取得情報」という。）の中に、個人・法人情報が存在する場合は、行政機関の保有する情報の取扱いに係る関係法令に基づき、個人・法人情報を保護するものとする。
- 3 行政機関等に所属する本システムの利用者は、国家公務員並びに地方公務員であることから、当該システムによって得られる情報の取扱いについて、国家公務員法及び地方公務員法にいう、守秘義務を厳守するものとする。
- 4 本システムは、サーバー（厚生労働省）とクライアント（利用者）により構成されるオンラインシステムであることから、情報のアップロード及びダウンロード処理が可能となるが、そのことに伴って発生するデータの法的保護については、登録された情報を利用原則の範囲において有効に利用する観点から、情報の提供あるいは登録を行った利用者は、データの利用について許諾を与えたものとみなす。
- 5 本システムでは、登録した各情報の修正・削除権は、原則として情報の提供あるいは登録を行った利用者及び本システムの管理者である厚生労働省にあるものとする。
- 6 利用者は、取得情報の公開で影響を受けると考えられる地域・団体・行政機関等に配慮しなければならない。

第 2 個別機能の利用に係る原則

- 1 食中毒関連情報共有機能
 - (1) 利用者は、当該機能に登録されている食中毒関連情報（食中毒事件速報、食中毒詳報、広域食中毒関連情報等）について、原則として全ての関連情報を取得し、利用することができるものとする。

- (2) 利用者は、別に定める本システムの利用申請手続きにより発行される ID 及びパスワードを用いて当該機能にアクセスするものとする。
- (3) ID 及びパスワードは、厚生労働省、地方厚生局及び国立研究機関については、各拠点に対し 1 ID を発行し、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）については、本庁、保健所及び地方衛生研究所の各拠点に対し 1 ID を発行するので、各拠点の利用者は、ID 及びパスワードの適切な管理を行うこと。
- (4) 利用者は、当該機能を利用して得た情報については、その情報の中に個人・法人情報が存在する場合がありますので、プライバシー保護の観点から、その管理に十分留意すること。
- (5) 利用者は、食中毒関連情報共有機能を利用して得た情報をもとに、取りまとめた情報を公表する場合には、厚生労働省及び関係機関等と事前に協議した上、公表するものとする。

2 緊急時対応支援機能

- (1) 当該機能においては、厚生労働省及び地方厚生局が会議を主催する厚生労働省会議室と、都道府県等及び国立研究機関が会議を主催する都道府県等会議室の 2 会議室を常備する。厚生労働省会議室については、厚生労働省の利用者が、会議室予約の管理、会議の運用を行うこととし、都道府県等会議室については、各利用拠点の利用者が、会議室予約の管理、会議の運用を行うこととする。
- (2) 本システムの有効利用の観点から、広域食中毒事件発生等の緊急時のほか、平時における積極的な情報交換を行う手段として活用して差し支えないこと。
- (3) 利用者は、別に定める本システムの利用申請手続きにより発行される ID 及びパスワードを用いて当該機能にアクセスするものとする。
- (4) ID 及びパスワードは、厚生労働省、地方厚生局、国立研究機関及び都道府県等の本庁を各拠点として 1 ID を発行するので、各拠点の利用者は、ID 及びパスワードの適切な管理を行うこと。

- (5) 利用者は、当該機能を利用して得た情報については、その情報の中に個人・法人情報が存在する場合があるので、プライバシー保護の観点から、その管理に十分留意すること。
- (6) 利用者は、会議にて得た情報をもとに、取りまとめた情報を公表する場合にあつては、厚生労働省及び関係地方自治体等と事前に協議した上、公表するものとする。
- (7) 利用にあたり、厚生労働省より配布されるカメラ、マイクヘッドフォンセットの他に、拠点側で用意した同等品を用いての運用も可能とすることとする。
- (8) 利用者は、1 会議にて 10 端末までの参加とする。また、1 会議原則 1 時間までの利用とするが、会議主催者が延長の必要性があると判断した場合であつて、他の利用者への影響がないと考えられる場合にあつては、この限りではない。

3 研修機能

- (1) 利用者は、当該機能に登録されている食品衛生、感染症対策、疫学調査等の公衆衛生に関する講義・教材等について、原則として、全ての関連情報を取得し、学習・利用することができるものとする。
- (2) 利用者は、別に定める本システムの利用申請手続きにより発行される ID 及びパスワードを用いて当該機能にアクセスするものとする。
- (3) ID 及びパスワードは、厚生労働省、地方厚生局、国立研究機関及び都道府県等の本庁を各拠点として 1 ID を発行するので、各拠点の利用者は、ID 及びパスワードの適切な管理を行うこと。
- (4) 各拠点の利用者が、管轄内の受講者を選定（以下「受講者」という。）し、当該 ID 及びパスワードを配布することを許可するものとする。
- (5) 各拠点の利用者が、受講者に ID 及びパスワードを配布する際には、その管理を徹底するよう周知すること。
- (6) 受講者個人の受講状況については、当該機能において管理の対象としないものとする。

- (7) 利用者及び受講者が、自宅等のパソコンから当該機能にアクセスすることを許可するものとする。
- (8) 当該機能に登録された講義・教材の著作権は、各講義・教材の作成者に帰属するものとする。
- (9) 利用者は、研修内容改善のためのアンケート調査が行われた場合には、積極的にその回答に努めること。